市有財産（土地）売払いのながれ

① 売払公告

・「市有財産（土地）随時売払募集要項」等をよくお読みください。

② 現地確認

・物件の引渡しは現状のままとなりますので、買受を希望される場合は必ず現地にて物件をご確認下さい。
・勝山市ホームページに掲載している「勝山市ハザードマップ」も併せてご確認ください。

③「市有財産（土地）買受申込書」等の提出

・受付場所　勝山市役所　2 階　財政課　契約検査係
（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　0779-88-8130）

・受付期間　　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日、祝祭日は除く）
※郵便、電話、ファクス、電子メールによる申込みは受け付けません。

・提出書類　〇市有財産（土地）買受申請書
〇資格誓約書
〇住民票（個人）又は登記事項証明書（法人）（3 か月以内のもの）
〇委任状（代理人に委任される方のみ）
〇チェックリスト

審査後

④ 買受予定者の決定

・先着順により申請書を受付け、提出された申請書の内容を審査します。

・売却決定の場合、勝山市より「市有財産買受け決定通知書」・「契約書」・「納入通知書」・「登記請求書」の送付、連絡いたします。

⑤ 買受決定通知

通知を受けた日から 5 日以内に契約

Yes

売買代金即納の場合

通知到着後 5 日以内

⑥ 契　約

・代金納入
※契約書に貼付する収入印紙は
落札者負担

⑦ 所有権移転

・売買代金の納入が行われたときに所有権移転
（所有権移転登記請求書提出）

⑧ 所有権移転登記

・所有権移転登記は物件の引渡し後、市が実施
・所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者が負担

⑨ 登記済証、登記識別情報の交付

・所有権移転登記の完了後、登記済証・登記識別情報を買受者に交付

No

売買代金を契約後 30 日以内に即納の場合

通知到着後 5 日以内

⑥ 契　約

・契約保証金（契約金額の 1 割以上納入）
※契約書に貼付する収入印紙は
落札者負担

契約後 30 日以内

⑦ 売買代金納入

⑧ 所有権移転、契約保証金の返還

・売買代金の納入が行われたときに所有権移転
（所有権移転登記請求書提出）
※売買代金納入後、契約保証金を返還します。

⑨ 所有権移転登記

・所有権移転登記は物件の引渡し後、市が実施
・所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者が負担

⑩ 登記済証、登記識別情報の交付

・所有権移転登記の完了後、登記済証・登記識別情報を買受者に交付